

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法			法令番号	昭和27年法律第180号		
手続名	違反車両の通行中止等の措置命令			根拠条項	第47条の14		
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「車両通行の制限について」（昭和53年12月1日 道交発第96号）の別添2「道路法第47条の14に係る行政処分等の基準について ○ 「道路法第47条の14に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成25年1月30日国道交第106号） ○ 「道路法第47条の14に係る行政処分等の発出基準について」（平成25年1月30日国道交第106号の2） など 						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	目次No.